

## 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公正な入札を執行するため、赤穂市が発注する建設工事及び建設工事に係る測量並びに設計等業務において、一定の資本関係又は人的関係（以下「系列関係」という。）にある複数の者に対し、同一入札への参加制限を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものは、同時に同一入札に参加させないものとする。

(1) 資本関係が次のいずれかに該当する場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係が次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

ア 複数の法人又は個人により構成される事業協同組合等とその組合を構成する法人又は個人

イ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と夫婦関係にある場合

ウ 一方の会社等の役員又は代表権を有する者が、他方の会社等の役員と親子又は兄弟姉妹の関係にあつて、その者の住所地が同一の場合

エ 本店、支店等の営業所の所在地が同一の場合

(入札公告等への記載)

第3条 入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当する複数の者のした入札は無効とすることを入札公告等に明示するものとする。

(基準に該当する場合の取扱い)

第4条 基準に該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表構成員以外の構成員である場合の入札を除く。）は、入札に関する条件に違反したとして、赤穂市財務規則（昭和39年赤穂市規則第6号）第95条第7号の規定により、無効として取扱う。ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全てが入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならないものとする。

2 第2条に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した基準に該当する者は、指名停止処分を行う。

(基準該当の審査)

第5条 入札参加資格審査申請を行う者（以下この条において「申請者」という。）は、入札参加資格審査票とともに、資本関係・人的関係調書（別記様式）（以下この条において「調書」という。）を提出しなければならない。

2 申請者は、前項の届出内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に公告等を行う入札から適用する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に公告等を行う入札から適用する。

(別記様式)

# 資本関係・人的関係調書

赤穂市長宛

(申請者) 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊞

当社と他の赤穂市の競争入札参加資格登録業者との資本関係及び人的関係は次のとおり相違ありません。

1 資本関係又は人的関係の有無      あり ・ なし      (どちらかに○印)

## 2 資本関係に関する事項

### (1) 会社法第2条第4号の2の規定による親会社等

商号又は名称	所在地

### (2) 会社法第2条第3号の2の規定による子会社等

商号又は名称	所在地

### (3) (1)に記載した親会社等の他の子会社等（自社を除く）

商号又は名称	所在地

## 3 人的関係に関する事項

### (1) 役員の兼任の状況

当社の役員		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

## 4 その他入札の適正さが阻害されると認められる事項

### (1) 組合と組合員の関係にある法人又は個人

商号又は名称	所在地

(2) 役員又は代表権を有する者が夫婦又は住所地が同一で親子・兄弟姉妹の関係にある会社

当社の役員		当社の役員と関係のある会社及び役職等			
役職	氏名	商号又は名称	役職	氏名	続柄

(3) 本店、支店等の営業所の所在地が同一の場合

商号又は名称	所在地

## 記入上の注意事項

- ① この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず、すべての申請者が提出してください。
- ② 1で「なし」に○印を記入した場合、2及び3の欄に記入する必要はありません。
- ③ 記入の対象となるのは、赤穂市の競争入札参加資格者名簿に登録されている者に限ります。
- ④ 申請者が共同企業体の場合は、申請者に企業体名を冠した上で、構成員ごとに作成してください。
- ⑤ 記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加して用いること。なお、別紙となる場合は、左上をステープラーで綴じこみ、別紙にも記名押印してください。
- ⑥ 記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成17年法律第86号）第121条に規定する株主名簿の写しその他関係資料の提出を求めることがあります。
- ⑦ この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかとなった場合には、入札参加資格制限及び指名停止基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがあります。
- ⑧ この調書の提出後、記載内容に変更があった場合には、すみやかに変更届を提出してください。

### <用語の定義>

- ① 「子会社等」

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人又は会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

（会社法第2条第3号の2）
- ② 「親会社等」

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人又は株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるものをいう。

（会社法第2条第4号の2）
- ③ 「役員」

代表取締役、取締役（社外取締役を含まない。）及び執行役（代表執行役を含む。）並びに会社更生又は民事再生の途中である会社の管財人を記載すること。なお、監査役及び執行役員は、「役員」に該当しない。
- ④ 「夫婦」

法律上のものに限りです。
- ⑤ 「親子」

民法上の規定による実子のほか、養子及び特別養子の関係にあるものをいいます。
- ⑥ 「兄弟姉妹」

血縁関係にあるものをいい、姻族関係にあるもの（配偶者の兄弟姉妹）は含みません。